

## 大金持ちは保険に加入しない！

保険代理店の人から聞いた話。「大金持ちの人は保険に加入してくれません。生命保険にも損害保険にも。保険事故が発生したら持ち金で払えば良い、と思っているのでしょう。」普通の家で生まれ育った私。「嘘のような本当の話」。



(竹内)

## ワクチンの職域接種に係る会場準備費用等の 税務上の取り扱いについて

企業等において、新型コロナウイルス感染症に係る職域接種が実施されていますが、接種会場の使用料や設営費用、医師等の派遣費用(以下、「会場準備費用」)についての課税上の取り扱いが国税庁により明らかにされています。

Q1. 職域接種の対象者に関連会社や取引先の従業員等を含む場合で、関連会社や取引先に会場準備費用の負担を求めず、自社負担とした場合、法人税法上の寄付金や交際費等に該当しますか？

A1. 法人税法上の寄付金の額又は交際費等の額のいずれにも該当しません。

この場合の費用負担は、自社の従業員等のほか、関連会社及び取引先の従業員等もワクチン接種を受けることで、社内の新型コロナウイルス感染症の感染拡大が防止され、自社の今後の業務遂行上の著しい支障の発生防止のため、つまり、自社の業務遂行に必要な費用の負担と考えられます。

なお、職域接種の対象に、接種会場の近隣住民で希望する者を追加する場合であっても、同様に考えます。

Q2. 当社で会場準備費用を負担したことにより、ワクチン接種を受けた者に所得税の課税は生じますか？

A2. 自社の役員及び従業員に対する給与として課税する必要はなく、また、これらの者以外の被接種者についても、所得税の課税対象とはなりません。

職域接種は、本来、予防接種法の規定に基づき市町村において実施するものとされている接種であり、市町村単位で行われている接種と同様、被接種者が負担すべき費用はありませんので、被接種者においてワクチン接種に係る税負担が生ずることはありません。

Q3. 当社の役員及び従業員で接種を受ける者に対しては、勤務先又は自宅から接種会場までの交通費を支給する予定ですが、この交通費は所得税非課税としてよいでしょうか？

A3. 職務命令に基づき出張する場合の「旅費」と同等と考えられますので、接種会場への交通費として相当な額であれば非課税として差し支えありません。

Q4. 当社では、今後、海外出張などの際に接種証明書が必要となることから、役員及び従業員についてデジタルワクチン接種証明書の交付を受けることとし、その費用を当社が負担することとしています。このデジタルワクチン接種証明書の取得費用を負担した場合、その取得費用は役員及び従業員に対する給与に該当するでしょうか？

A4. 自社の役員及び従業員がデジタルワクチン接種証明書を受けることが、自社の業務遂行上必要であると認められる場合には、その費用は自社の業務遂行上必要な費用であり、役員及び従業員が負担すべき費用には該当しませんので、その取得費用の負担は役員及び従業員に対する給与に該当しません。

(大寺)

# 「雇用継続給付」等の申請を行う事業主等の皆さまへ

育児・介護休業給付金、高年齢雇用継続給付金の最初の支給申請に当たっては、申請書の記載内容の確認書類として「払渡希望金融機関確認書類(通帳やキャッシュカードの写し等)を提出していただいておりますが、令和3年8月1日以降、原則、不要とする取扱いに変更となります。

※手書きで申請書を作成する場合は、引き続き必要になります。

対象となる申請書

〈育児休業給付金〉

●育児休業給付金受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書

〈介護休業給付金〉

●介護休業給付金支給申請書

〈高年齢雇用継続給付金〉

●高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続支給申請書

※高年齢雇用継続給付金は、60歳以上65歳未満の方を対象とする給付であるため、その支給申請に当たっては、被保険者の年齢を確認する書類として「運転免許証や住民票の写し等」を提出していただいております。

マイナンバーを届け出ている方は、ハローワークにおいて年齢確認ができるため、令和3年8月1日以降、これらの書類を不要とする取扱いに変更となります。



(山形)

## 8月の社会保険労務

31日 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)  
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届  
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

## 8月の税務

### ■8月10日

1 7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

### ■8月31日

- 6月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 12月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

- 消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 消費税の年税額が4800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(4月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>
- 個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告

### ■8月中において都道府県の条例で定める日

9 個人事業税の納付(第1期分)

### ■8月中において市町村の条例で定める日

10 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)

## 建設係

### ～ 建退共履行証明書の発行基準の改定 ～

証明書の発行基準が令和3年度から改定され、令和4年度から完全実施されることになりました。改定後の発行基準は以下のとおりです。

1. 共済手帳更新数について、決算日現在の被共済者数に見合う共済手帳の更新数があること。
2. 退職給付拠出額等の総額が、被共済者数に1人当たり78,120円を乗じた額以上であること。
3. 共済証紙貼付方式を採用する公共工事を行っている場合は、当該公共工事に係る「工事別共済証紙受払簿」が工事完成後1年間事務所に備え付けられていること。(令和4年度から)
4. 下請けを使って工事を行うことが常態であると認められる事業主については、下請企業への証紙等の交付が適正に行われていること。

証明書が交付されないと経営審査で加点されませんので、適正な手帳更新等をお願いします。

(岸上)



## 会計制度

### ～ 会社法の改正④その他の改正 ～

#### (1) 社債の管理に関する規律の見直し(施行済)

##### ① 社債管理補助者制度の創設

会社が、社債を発行する場合において、社債管理者を定めることを要しないときは、社債管理者よりも権限及び裁量が限定された社債管理補助者を定め、社債権者による社債の管理を補助することを委託することができる社債管理補助者制度が新たに設けられました。

##### ② 社債権者集会

社債権者集会の決議により、社債に係る債務の全部又は一部の免除をすることができることが明確化されました。また、社債権者集会の目的である事項について提案がされた場合において、当該提案につき議決権者の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなすこととし、かつ、その場合には、社債権者集会の決議についての裁判所の認可を受けることを要しないことになりました。

#### (2) 株式交付制度の創設(施行済)

他の株式会社を買収しようとする株式会社(買収会社)がその株式を対価とする手法により円滑に当該他の株式会社(被買収会社)を子会社とすることができるように、買収会社が被買収会社をその子会社とするために被買収会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として買収会社の株式を交付することができる株式交付制度が新たに設けられました。

(孝志苗)

## 医療係

### ～ 消費税の適格請求書等(インボイス)保存方式 ～

令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入されることとなっています。医院の多くは「免税事業者」ですが、事業者に対して課税売上(健康診断収入や予防接種の委託料など)がある場合、事業者からの求めに応じて「課税事業者」となり、「適格請求書発行事業者」への登録を申請する可能性があります。

適格請求書発行事業者登録制度の申請が本年10月1日より開始されます。

(後藤)

## リスマネ委員会

### ～ 標準保障額の個人を守る資金(役員退職慰労金準備資金)について ～

役員退職慰労金準備資金とは損金として算入できる死亡退職金額を算定したもので本人もしくはご家族の生活費の財源となる資金のことです。

- ① 役員退職慰労金 = 報酬月額 × 在任年数 × 功績倍率  
例: 社長・理事長…3.2倍、会長・副社長…2.8倍、専務・専務理事…2.6倍
- ② 功労加算金 = 役員退職慰労金 × 0～30%
- ③ 弔慰金 = 報酬月額 × 6か月(業務外の死亡)  
× 36か月(業務上の死亡)



#### 法人を守る資金

- ・必要運転資金
- ・借入返済資金
- ・その他負債
- ・納税準備金



#### 個人を守る資金

- ・役員退職慰労金
- ・功労加算金
- ・弔慰金



標準保証額

(リスマネ委員)

## ～ 相続人が海外に居住している場合の必要書類 ～

海外に居住している相続人が相続手続きのために必要となる書類は以下のとおりです。



### ① 相続人自身の戸籍謄本

戸籍謄本は日本国籍を失っていない限り、海外在住であっても本籍地の役所において取得することができます。

### ② サイン証明書(印鑑証明書の代わり)

日本では、契約するときに多くの場合で印鑑が必要となります。海外では同じようなときにサイン(署名)をします。海外在住の相続人は、現地の在外公館(大使館・領事館)で「サイン証明(署名証明)」を受けて、自分のサインを印鑑の代わりに使用できるよう手続きをします。サイン証明(署名証明)を受けるには、遺産分割協議書を現地の在外公館に持参します。係官の前で遺産分割協議書にサインすると、在外公館の発行する証明書が綴じ込まれ、サインが本人のものであることが証明されます。

### ③ 在留証明書(住民票の代わり)

海外在住の相続人で住民票が必要な場合は、住民票の代わりに在留証明を入手します。在留証明は、サイン証明と同様に現地の在外公館で発行されます。

不動産を取得しない場合などは不要となります。

(坂田)



## 新型コロナウイルス感染拡大の影響による 研修会・懇親会開催中止のお知らせ



日頃より当事務所の運営に多大なるご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、参加者及び関係者の健康・安全面を第一に考慮した結果、毎年9月に開催しております研修会・懇親会の開催中止を決定いたしました。

毎年ご好評をいただいております研修会・懇親会ゆえ、苦渋の決断ではございましたが、何卒ご理解の程よろしくお願い申し上げます。



## 夏季休業のお知らせ



当事務所では、**8月12日(木)から15日(日)まで** 夏季休業とさせていただきます。  
何かとご不便をおかけする事と存じますが、何卒ご理解ご協力賜ります様お願い申し上げます。

## 夏

私は夏生まれということもあり、夏が好きです。

夏は好きなのですが、暑いのは苦手です。(ちなみに寒いのも苦手です。)

とはいえ、夏はいろいろなイベントがあり、本来であれば大変楽しい季節です。

早くコロナ禍が終息して、阿波踊りをはじめとしたいろいろなイベントが完全な形で行われることを願っています。

(孝志洋)

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、  
お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....  
.....  
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますが、その内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いません。また特定の商品や奨励品は中傷するものではありません。

さくら税理士法人  
さくら社会保険労務士法人  
㈱さくらビジネスサービス  
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会  
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号  
ホームページURL: <http://www.skr39.co.jp/>  
Eメールアドレス: kimutake@js4.so-net.ne.jp  
TEL: 088-625-2556  
FAX: 088-654-1181